

追加Q&A(1月12日)

Q1 R2年1次補正予算(労働力不足の解消に向けたスマート農業実証)のように農業高校等の参画は必須か。あるいは、必須でない場合でも、農業高校等と連携し、研修を行う際の費用は対象となるか。

A1 今回の公募では、農業高校等の参画は必須ではありません。また、見学や研修等のアウトリーチ活動に伴う経費は費用の対象となります。公募要領4応募要件等(1)⑥に記載の通り、見学や研修等について、営農及び実証課題の実施に支障のない範囲で積極的に実施をお願いします。

問6-28に追加

Q2 既に所有している農機を用いたシェアリングや作業受託の取り組みは対象となるのか。

A2 スマート農機のコスト低減を実証する事業であるため、作業体系にスマート農機を導入する必要があります。なお、実践的な取組として、シェアリングに既に所有している農機(非スマート農機も含む)も含めることは可能で、アプリ開発や既に所有している農機でのデータ取得、運搬費用等の経費は対象となりますが、実証提案書(5)(注3)に記載の通り、スマート農機と認められない機械類の購入費用は計上できません。

問6-29に追加

【公募関係資料掲載先】

公募に関する資料や詳細については、
農研機構のホームページをご参照ください。
(「スマート農業産地形成実証」の公募について)

【問合せ先】

○ 事業内容について

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

スマート農業実証プロジェクト推進チーム

TEL:03-3502-7437

E-mail: smart_agri@maff.go.jp

○ 公募手続等について

農研機構 スマート農業事業推進室

E-mail: R4-Teishutsu@naro.affrc.go.jp